



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

那覇産業保安監督事務所

Naha Industrial Safety and Inspection place

業務概況

令和4年7月

Contents

1. 産業保安とは (参考)産業保安グループの行動規範
2. (1)産業保安監督部の配置
2. (2)那覇産業保安監督事務所の沿革
2. (3)那覇産業保安監督事務所の組織 (参考)産業保安に係る体制の変遷
3. (1)産業保安の関係法令 (参考)産業保安グループの主要関係法令
3. (2)保安規制の基本構成
4. (1)①電気保安
4. (1)②電気工事2法と電気事業法の関係
4. (1)③管内における電気事業法に係る事故発生状況
4. (2)①産業保安(ガス、火薬類等) (参考)ガス安全規制に関係法令区分
4. (2)②管内における産業保安事故の発生状況
4. (3)①鉱山保安
4. (3)②管内における鉱山災害の発生状況

※事務所案内

1. 産業保安とは

◇産業活動、エネルギー利用には事故の発生等の潜在的なリスクが存在。国民の生命・身体・財産の保護のため、産業施設の事故等を防止することが不可欠。

◇このため、経済産業省産業保安グループは、産業施設(電力、高圧ガス、都市ガス、LPガス、鉱山、火薬類)について、個々の施設の特性に応じ、電気事業法や高圧ガス保安法等の各法律により保安の確保を図っている。

電力

(太陽光パネル)



(電線・鉄塔)

(風力発電所)

高圧ガス



(コンビナート・高圧ガスプラント)

都市ガス



(都市ガスパイプライン)

LPガス



(LPガスボンベ)

鉱山



(鉱山採掘場)

火薬類



(爆薬(爆発時))



(ダイナマイト)

(参考) 産業保安グループの行動規範

一. 「強い使命感」

- ・常に国民の安全を第一に考え、緊張感を持って任務を行う。
- ・緊急時には、国民の安全の確保に責任を有する機関としての役割を果たすべく、積極果敢に行動する。
- ・職員は規制当局の一員であるとの立場を自覚し、責任ある言動に徹する。
- ・業務を不断に見直し、活動を質的に向上させる。
- ・職員は自己研鑽に励み、組織としてもそれを支援する。

一. 「科学的・合理的な判断」

- ・安全の確保に責任を有する機関として、現場を正確に把握する。
- ・幅広い観点からの十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断を行う。
- ・自ら学び、技術の進歩などを把握し、課題を先取りする。
- ・不断に技術的な力量の向上を図る。

一. 「業務執行の透明性」

- ・個人情報などを除き何ごとにも秘密にすることなく、関係者とのコミュニケーションも含め、常に透明性・公開性を確保しつつ日々の業務を執行する。
- ・何を考え、どのように行動したのか、すなわち「自分自身を説明する」責任を果たす。

一. 「中立性・公正性」

- ・安全規制機関として常に中立・公正な判断を行う。
- ・産業界優先の判断には陥らない。
- ・自ら調査、企画、実施するなど、安全規制機関としての自立性を確保する。

2. (1) 産業保安監督部の配置

- 本省の地方支部局として、全国に5部3支部1事務所2監督署を配置。(職員:約300名)
- 実際の規制の執行に当たっては、都道府県も深く関与(法律によって異なる)。

産業保安グループ

技術総括・保安審議官

大臣官房審議官(産業保安担当)

保安課

産業保安企画室

高圧ガス保安室

ガス安全室

電力安全課

鉱山・火薬類監理官

製品安全課

産業保安監督部



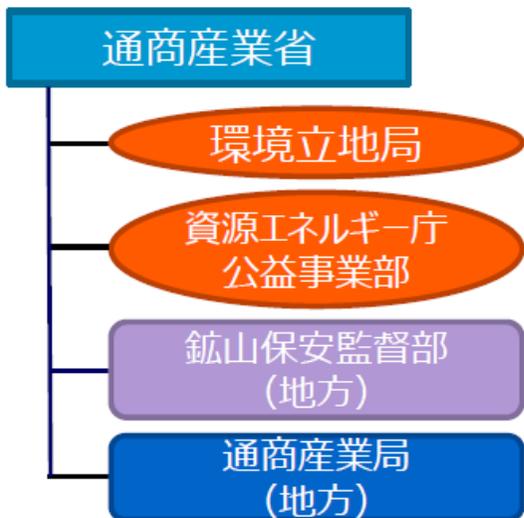
2. (2) 那覇産業保安監督事務所の沿革

- 昭和47('72)年5月15日／沖縄が本土に復帰したその日から、産業保安関係の法律が適用されることになった。鉦山は通商産業省の地方支分部局の「那覇鉦山保安監督事務所」が所管。それ以外の電気・ガス及び火薬類などの保安及び事業の監督は総理府沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部が所管。
- 平成13('01)年1月／省庁再編により、資源エネルギー庁の特別機関である『原子力安全・保安院』が設置され、鉦山保安並びに電気・ガス及び火薬類などの産業保安が移管。
- 平成15('03)年7月／同事務所を那覇天久庁舎(元気象台庁舎)から那覇第二地方合同庁舎1号館[那覇市おもろまち]に移転。
- 平成17('05)年4月 1日／産業事故に対する社会的関心が高まる中、産業保安の確保に一体的に取り組むため、内閣府沖縄総合事務局経済産業部から電気・ガス及び火薬類などの保安監督の業務移管に伴い「那覇産業保安監督事務所」に改組。
- 平成24('12)年9月19日／経済産業省原子力安全・保安院の組織改編を受け、原子力安全・保安院における産業保安各課は経済産業省商務流通グループに移行し、同グループは「商務流通保安グループ」と名称変更。さらに、平成29('17)年7月5日付けで、商務流通保安グループの組織改編が行われ、新たに「産業保安グループ」が発足。

※なお、産業保安監督部(事務所)は本省の地方支分部局となる。

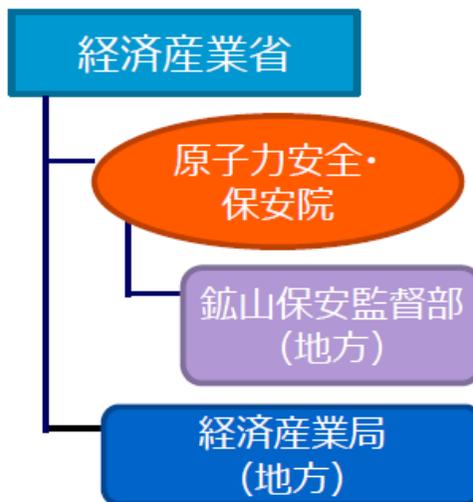
(参考) 産業保安に係る体制の変遷

<省庁再編前>



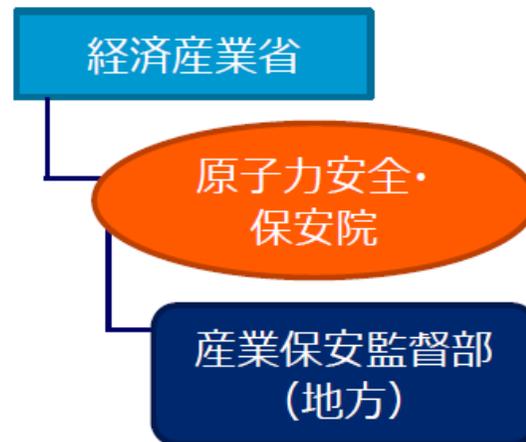
本省の産業保安
関係部署の集約

<H13年省庁再編>

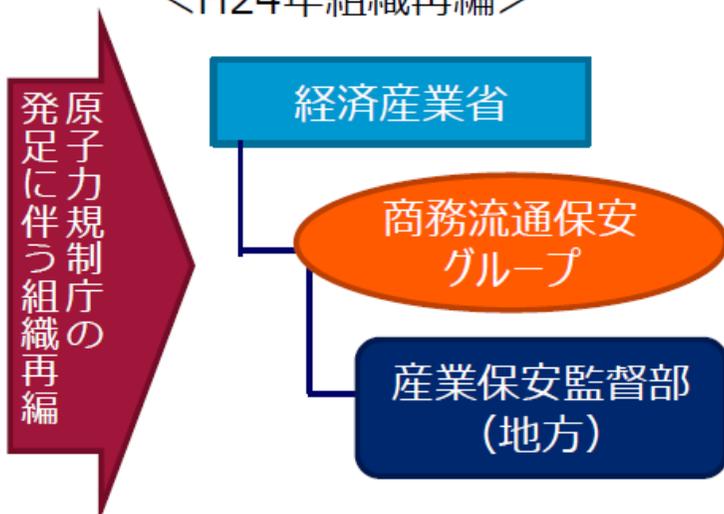


地方の産業保安
関係部署の集約

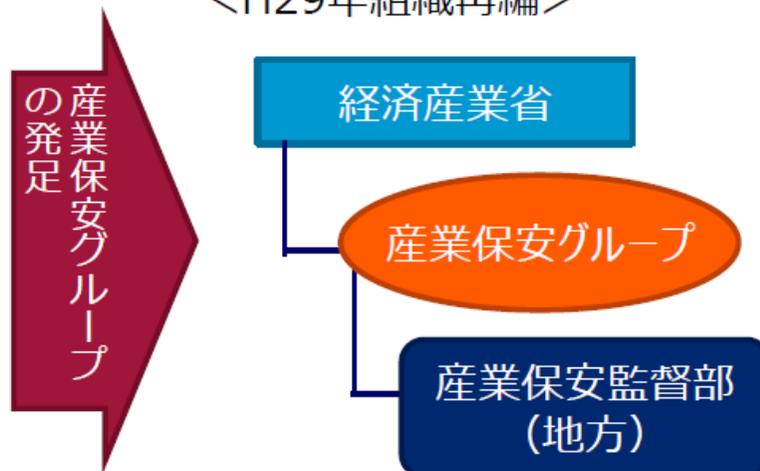
<H17年産業保安監督部発足>



<H24年組織再編>



<H29年組織再編>



2. (3) 那覇産業保安監督事務所の組織

所長

管理課

所の施策の総合調整をはじめ、人事管理、職員研修、庶務・会計業務、文書管理、情報公開、個人情報保護、産業保安表彰、事故調査・分析等を実施。
○庶務・会計係、管理係、事故対策係

保安監督課

電力、ガス・火薬類及び鉱山担当に分かれて、各種産業保安に関する業務を実施。

○総括係

○電力安全係・新エネルギー係(電力班)

＜電気事業法＞

＜電気工事士法＞

○保安係(保安班)

＜ガス事業法＞

＜液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律＞

＜高圧ガス保安法＞

＜火薬類取締法＞

＜石油コンビナート等災害防止法＞

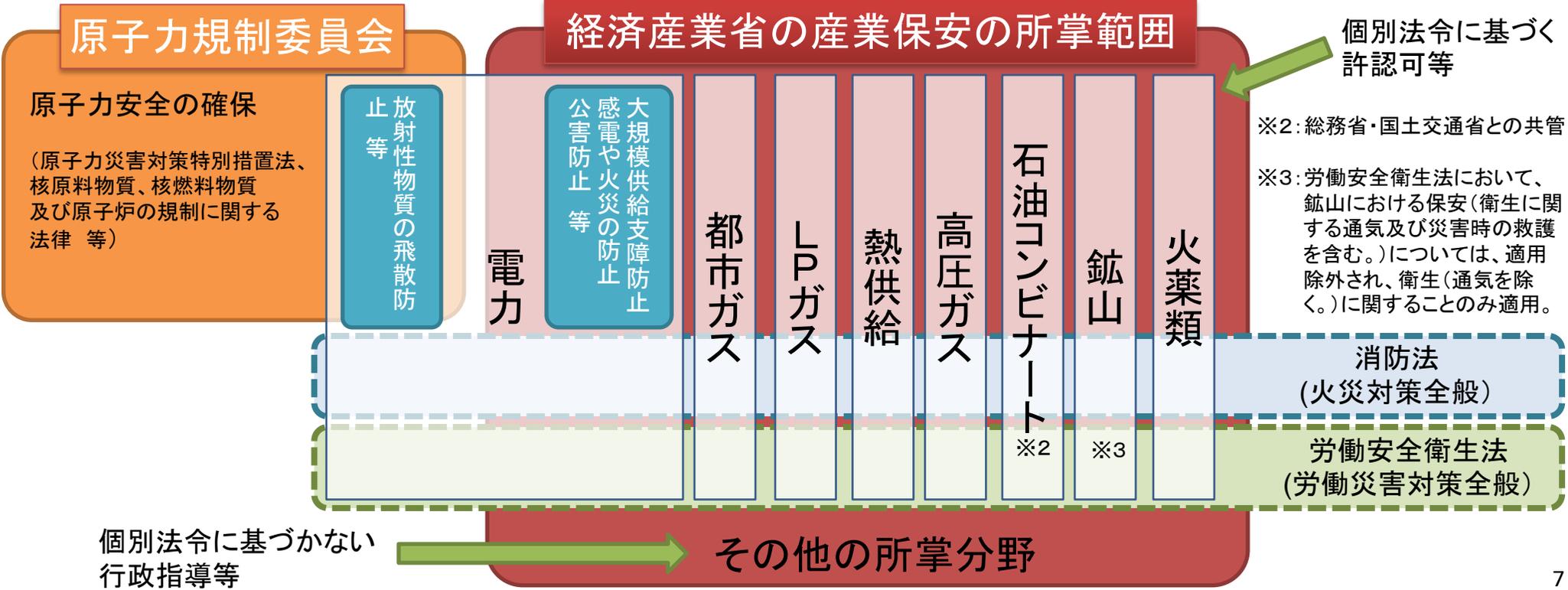
○管理指導係・監督係(鉱山班)

＜鉱山保安法＞

3. (1) 産業保安の関係法令

- 産業保安に広く関わる法令には、火災の予防等による被害の軽減を目的とする「消防法(総務省)」や、労働災害防止のための基準の確立等により労働者の安全と健康確保を目的とする「労働安全衛生法(厚生労働省)」がある。
- これに加え、事故のリスクが相対的に高い産業分野については、個別の法律による上乗せ規制や予算措置等により安全確保に対応している。
- なお、原子力発電所については、原子力安全の確保の観点から原子力規制委員会※1が、大規模供給支障防止や感電・火災防止、公害防止等の観点から経済産業省が、各々保安規制を行っている。

※1: 原子力規制委員会の事務局が原子力規制庁



(参考) 産業保安グループの主要関係法令①

- 高圧ガス、石油コンビナート、都市ガス、LPガス、熱供給、電気、鉱山及び火薬類に関する保安や、製品の安全性の確保を担当。主に、各法律に関する安全規制に係る企画立案及び執行を行っている。

高圧ガスの保安 (高圧ガス保安法)

高圧ガス設備に対して一定の安全性能の確保、安全施設の設置等を義務づけるとともに、高圧ガス事業者（製造事業所：約34,000、冷凍事業所：約76,000、販売業者：約81,000等）の保安体制を確保すること等により、高圧ガスによる災害を防止する。*

石油コンビナートの保安 (石油コンビナート等災害防止法)

石油コンビナート内の事業所（約700）に対して、保安管理体制を強化させるとともに、事業所内の施設地区の配置等に関する規制を行うことにより、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大を防止する。

都市ガスの保安 (ガス事業法)

ガス供給を行うための設備（ガス工作物）の工事や、ガス事業者（旧一般ガス事業者：203、旧簡易ガス事業者：1,290）の安全管理体制等を規制することにより、都市ガス設備の保安を図る。

LPガスの保安 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

LPガス販売事業者（約18,500）に対して、LPガスの販売方法の基準、LPガス供給設備や消費設備の技術基準の遵守、保安業務の着実な実施を義務付けることにより、一般消費者等が関係するLPガス事故を防止する。

(参考)産業保安グループの主要関係法令②

熱供給の保安 (熱供給事業法)	地域冷暖房のために熱供給を行う設備（熱供給施設）の工事や、熱供給事業者（約77）の安全管理体制等を規制することにより、熱供給設備の保安を図る。
電気の保安 (電気事業法)	発電所（約6,300）、変電所（約6,700）、需要設備（約900,000）の工事、維持及び運用を規制することにより、公共の安全及び環境の保全を図る。また発電所の建設前には、事業者が行う環境アセスメントの審査を行い、周辺環境の保全を図る。
火薬類の保安 (火薬類取締法)	火薬類の製造事業所（約200）、販売所（約3,800）、火薬庫（約4,000）等に対して、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。
鉱山の保安 (鉱山保安法)	金属、非金属、石灰石、石油・天然ガス及び石炭鉱山（約800）における鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全のため、鉱務監督官による監督、検査を実施する。
製品の安全 (製品安全4法)	販売事業者等に対してP Sマークの表示のない指定品目の製品の陳列・販売を禁止し、製造輸入事業者に対しては国が定めた技術基準を遵守した製品にのみP Sマークの表示を認めることで製品の安全性を担保。対象品目は消安法で10品目、電安法で457品目、ガス事業法で8品目、液石法で16品目。

※このほか、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律、石油パイプライン事業法、金属鉱業等公害対策特別措置法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法を含め、では合計16本の法令に関する企画立案・執行を行っている。

3. (2) 保安規制の基本構成

<事業の実施・体制に関する規制>

- 事業の開始自体や、その後の製造、使用、管理等の行為を許可等の対象とする。
- 事業者の保安管理体制等を定める保安規程等の策定及び遵守を義務付け。
- 有資格者(保安統括者、主任技術者等)の選任の義務付け。

<設備等に関する規制>

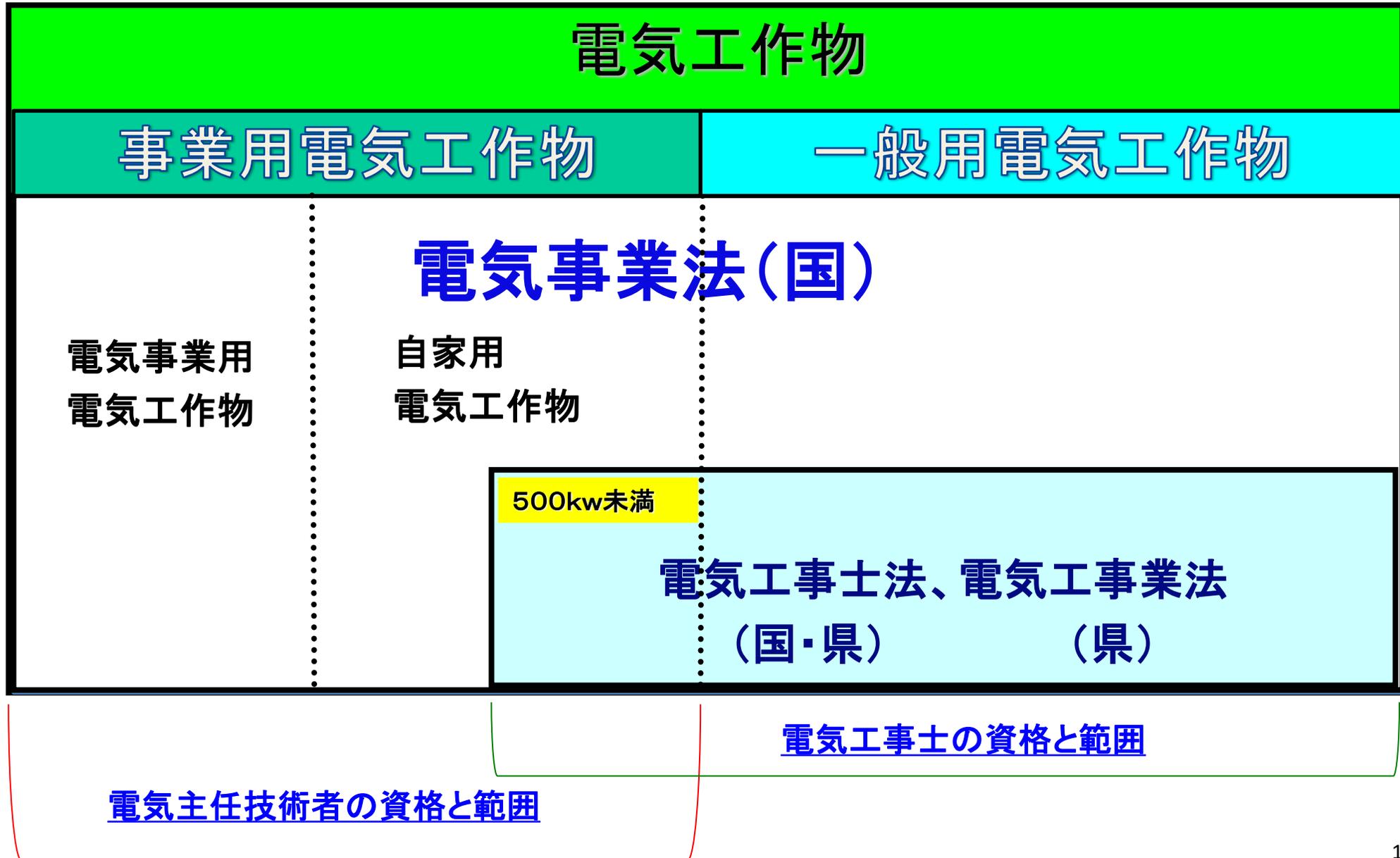
- 事業者が保有する設備・機器、その他製造方法や検査方法等に関する技術的な基準(技術基準)を設定し、事業者に対し、基準への適合(維持)を義務付け。

※技術基準の例:(高圧ガス保安法)遠隔距離、耐圧性能、強度など。

<行政等によるチェック体制>

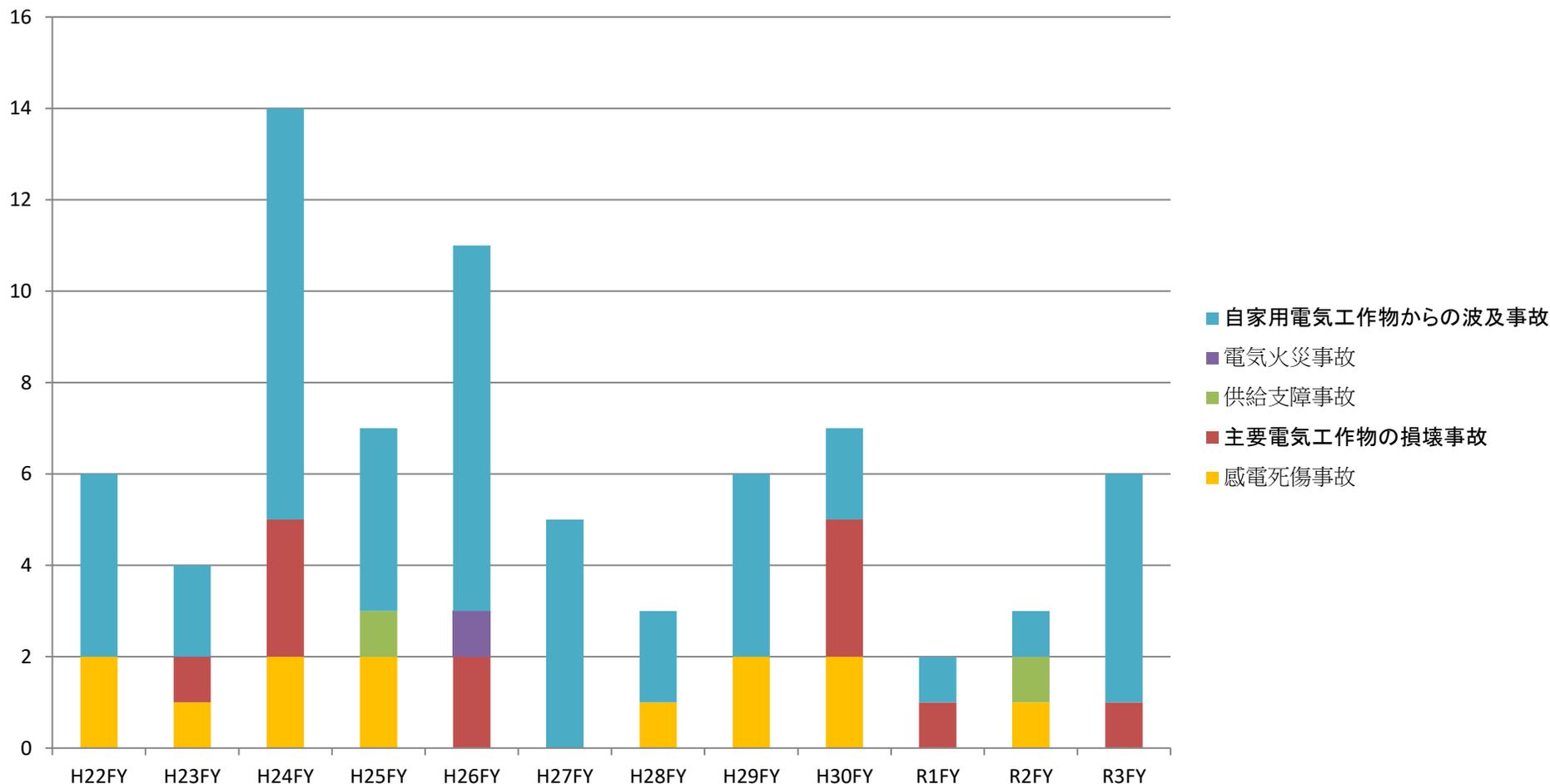
- 施設・設備等の新設・変更時の使用前検査・定期検査等の義務付け。(第三者検査または自主検査)
- 行政による報告徴収・立入検査の実施。
- 技術基準への適合命令。(事業者が命令に従わない場合は、罰金・許可取消し等)

4. (1)② 電気工事2法と電気事業法の関係



4. (1)③ 管内における電気事業法に係る事故発生状況

事故発生状況(電気事業用及び自家用)



※平成23年度 感電により1名死亡

4. (2)① 産業保安(ガス、火薬類等)

<ガス事業法>

- 家庭等に都市ガス(導管によりガスを供給)の安定供給を行うための設備や事業者の安全管理体制等を規制することにより、ガス設備の保安確保に関する業務

<液化石油ガス保安法>(主に県)

- 一般消費者等に対する液化石油ガスの販売等の規制による災害を防止するための保安確保に関する業務

<高圧ガス保安法>(主に県)

- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売等の規制による災害を防止するための保安確保に関する業務

<石油コンビナート等災害防止法>(主に県)

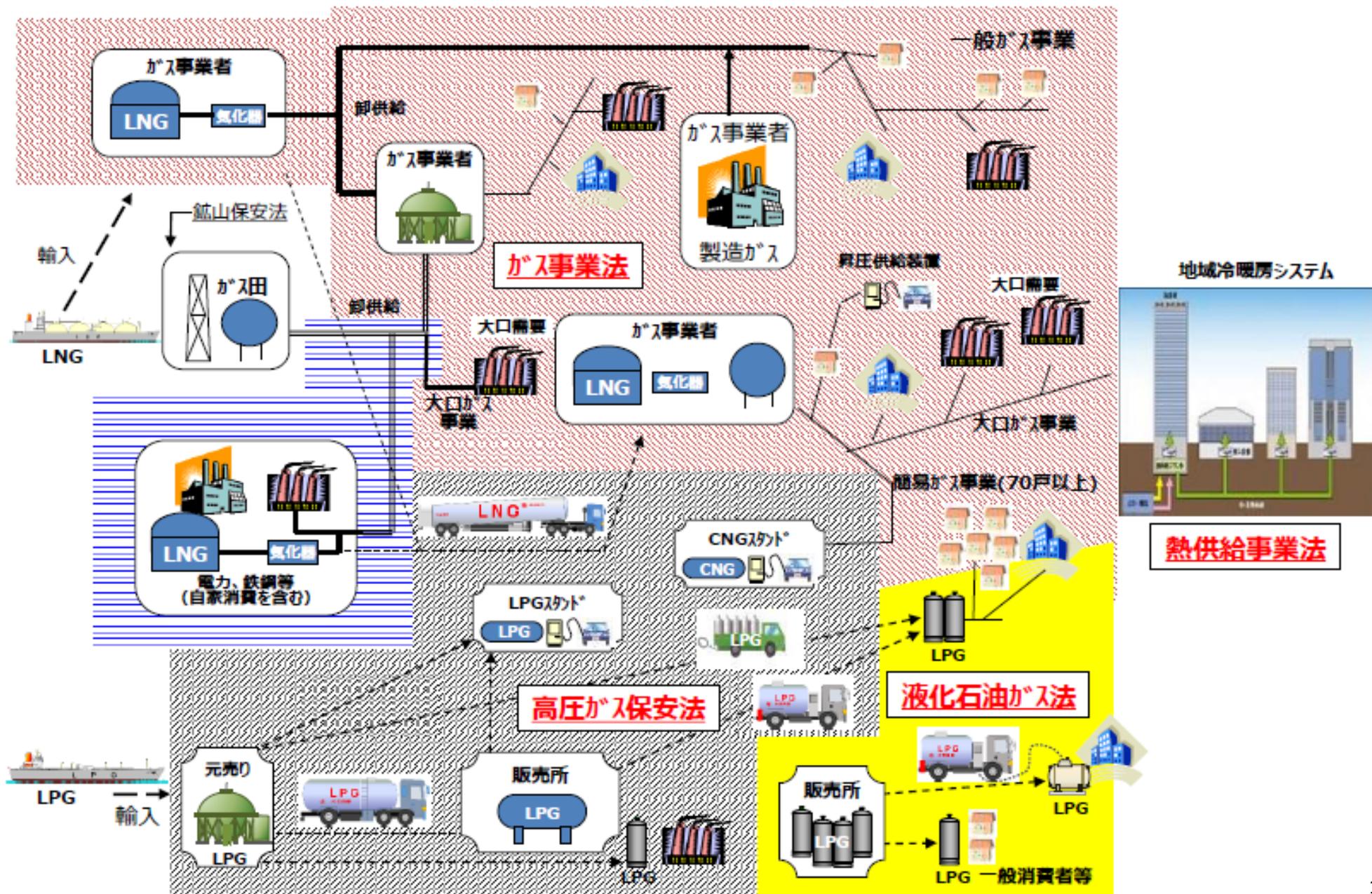
- 石油コンビナートに係る災害発生や拡大防止に関する業務

<火薬類取締法>(産業火薬の製造:国、他:県)

- 鉱工業、建設業のみならず、様々な分野での活用が進められている産業用火薬類の製造業者に対して、火薬類による災害を防止するための保安確保に関する業務

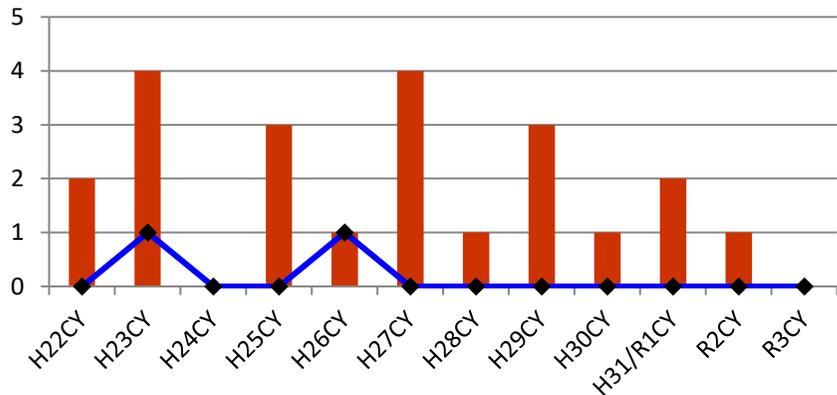


(参考)ガス安全規制に関係法令区分



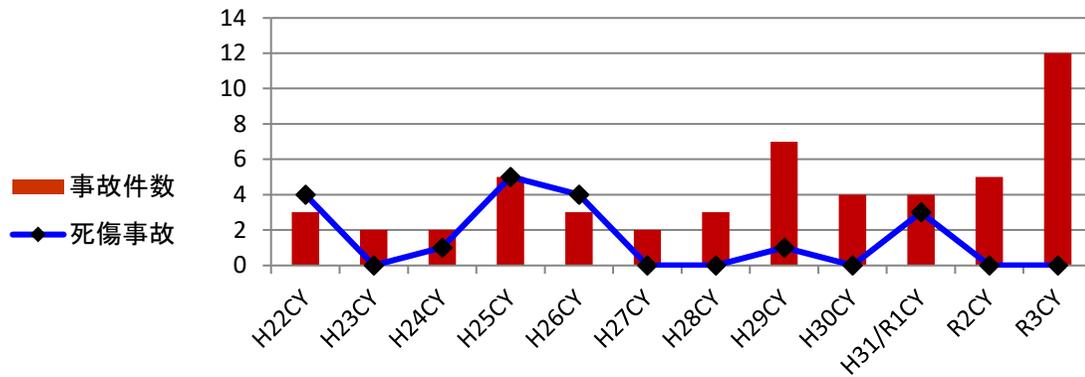
4. (2)② 管内における産業保安事故の状況

①都市ガス(一般ガス、ガス小売)



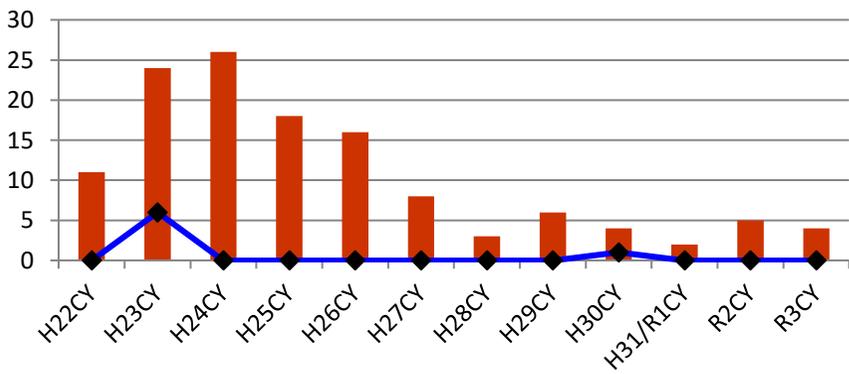
※平成9年以降死亡事故無し

②液化石油ガス(LPガス)



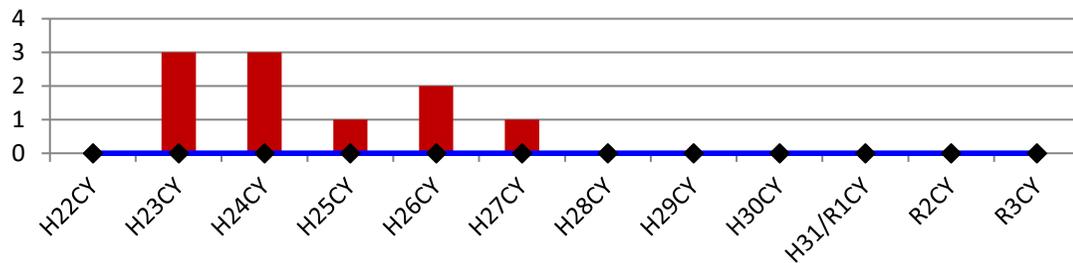
※平成25年 CO中毒により1名死亡

③高圧ガス

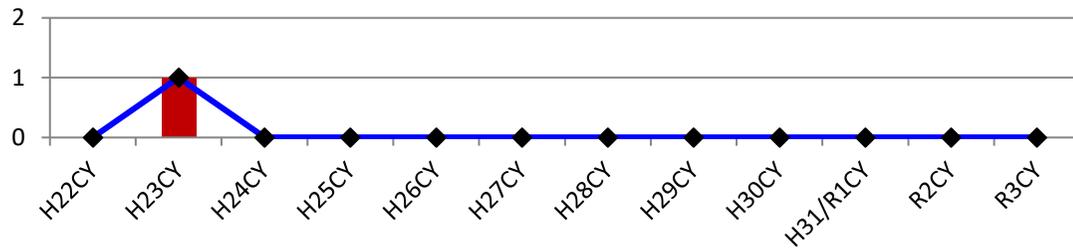


※平成3年以降死亡事故無し

④コンビナート



⑤火薬類



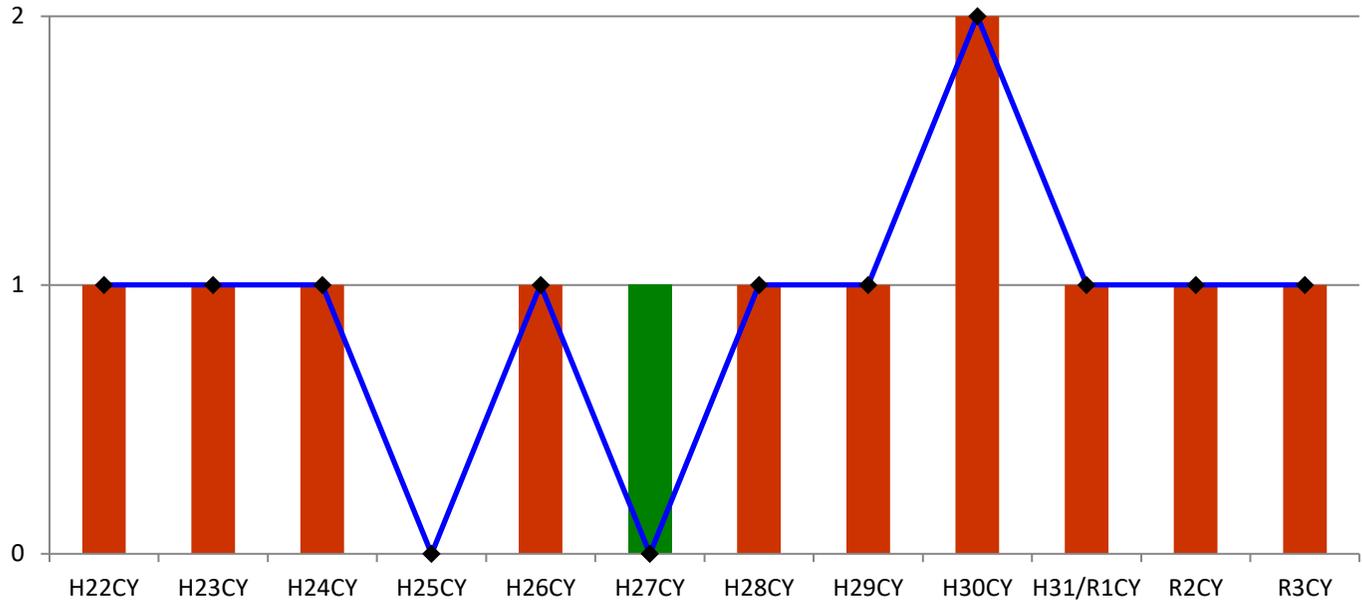
4. (3)① 鉱山保安

< 鉱山保安法 >

- 鉱業を営む鉱業権者に対し、保安管理体制、保安措置等を規制することにより、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図る業務
- 鉱山保安法違反に対しては、司法警察権をもって厳正なる対処の業務



4. (3)② 管内における鉱山災害の状況



■ 死傷事故
■ その他
◆ 罹災者数

※平成11年以降死亡災害無し



平成27年 発破飛石(その他)



平成28年 岩盤崩壊



令和元年 墜落災害

事務所案内

住所: ☎900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
TEL : 098-866-6474 FAX : 098-860-1376
<http://www.safety-naha.meti.go.jp/index.html>

☆アクセス方法(那覇空港より)☆

【沖縄都市モノレール利用】

- ①おもろまち駅にて下車(乗車時間 約20分)
- ②徒歩の場合 約15分
- ②バス利用の場合
交通広場バス停より乗車
(223番、227番、228番、280番)
上之屋一丁目にて下車(乗車時間 約5分)

【バス利用】

- ・120番乗車(乗車時間 約30分)
 - ①上之屋バス停に下車
 - ②徒歩 約10分
- ・99番乗車(乗車時間 約30分)
 - ①おもろまち三丁目バス停に下車
 - ②徒歩 約3分

那覇産業保安監督事務所位置図

